

【概要版】学校における働き方改革上士幌アクション・プラン(第2期)

I はじめに

- 学校における働き方改革は、教員が子どもと向き合う時間の確保を目指している。町教委はこれまでの取組の進捗状況を把握・分析しながら、より実効性の高い働き方改革を積極的に進めるため第2期の上士幌アクション・プランを可視化するものである。

II これまでの取組の成果と課題

- 町教委はこれまで、タイムカードによる出退勤管理システムの導入、少人数学級等の町費職員の配置、業務改善アドバイザーによる研修、留守番電話の設置、調査業務の簡素化、スタッフの配置等に取り組んできた。こうした取組の成果として、勤務実態調査の結果から一定の縮減効果が認められる一方で、未だ一部の教職員が長時間勤務となっている実態がある。
- 本町の「学校における働き方改革」は道半ばの状況にあるが、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられる。

【町立学校における教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均（令和4年度）】

● 上半期結果

	校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期平均
校長	平均	25 h 38m	34 h 9m	37 h 34m	26 h 21m	18 h 20m	31 h 17m	28 h 53m
教頭	平均	103 h 0m	88 h 47m	109 h 26m	94 h 06m	74 h 55m	95 h 45m	94 h 20m
教諭等	小学校	36 h 36m	36 h 30m	42 h 25m	26 h 54m	21 h 34m	36 h 16m	32 h 22m
	中学校	39 h 39m	37 h 37m	46 h 36m	30 h 17m	17 h 13m	41 h 42m	33 h 22m
	平均	38 h 7m	36 h 50m	44 h 30m	28 h 35m	19 h 23m	38 h 59m	34 h 24m

● 下半期結果

	校種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
校長	平均	32 h 06m	27 h 3m	17 h 44m	13 h 29m	28 h 38m	24 h 47m	23 h 57m
教頭	平均	90 h 0m	84 h 2m	65 h 32m	57 h 0m	81 h 51m0	105 h 28m	80 h 39m
教諭等	小学校	32 h 36m	25 h 56m	20 h 26m	12 h 2m	25 h 25m	28 h 23m	24 h 8m
	中学校	33 h 51m	35 h 39m	32 h 40m	20 h 19m	33 h 56m	31 h 48m	31 h 22m
	平均	33 h 13m	30 h 47m	26 h 33m	16 h 10m	29 h 40m	31 h 48m	27 h 45m

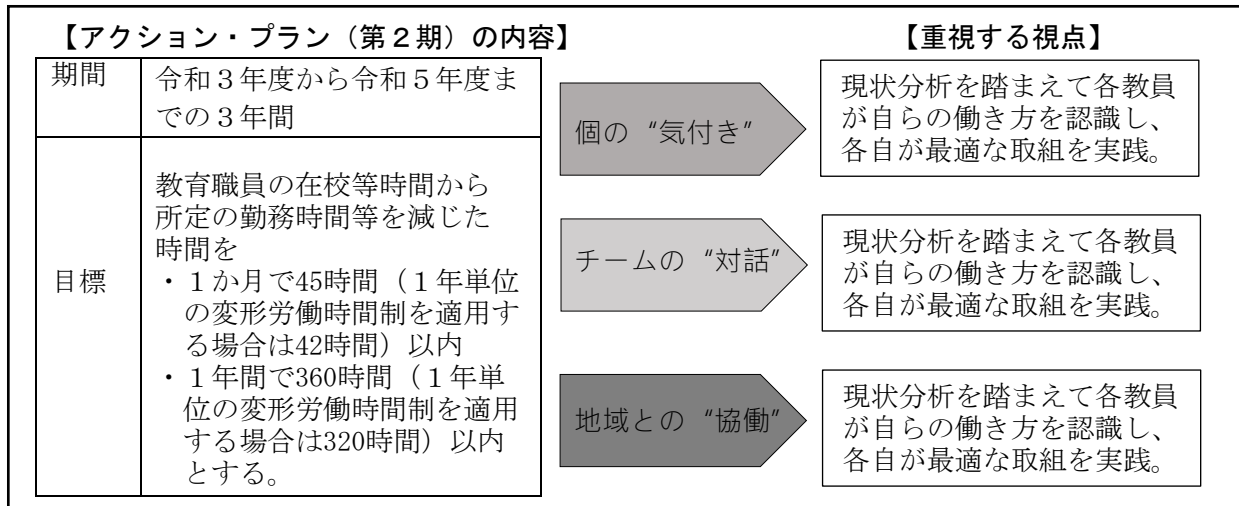
【令和2～4年度の取組み状況】

項目	成果
留守電受電機	勤務時間外の電話取次がなく、業務に集中して取り組むことができた。
電話子機設置	個別具体の相談等ができ、働きやすい環境が整備された。
ICT推進教諭の学校派遣	I C Tを活用した授業準備等について、専門的な見地から、指導・助言・支援等を行い、I C Tを活用した授業づくりに向け、働きやすい環境が整備できた。
学校閉庁日の設定	学校閉庁日の設定により、まとまった期間の休養が取りやすい環境が図られた。
スクールサポートスタッフの配置	新型コロナウイルス感染症対策における消毒作業等の負担軽減が図られた。
学習指導員の配置	学校における宿題・家庭学習などの採点補助、授業準備の補助などにより教員の負担軽減が図られた。
専門スタッフの配置 (T T・学校支援員等)	学校職員の体制充実が図られるとともに、校務支援員学校職員への支援が図られた。小学校の専科化を進めることで、教員の週当たりの担当時数にゆとりが生じた。

部活動休養日完全実施	部活動休養日設定により、部活動における教員の負担軽減を図ることができた。
働き方改革推進会議の実施	4月と10月に働き方改革推進会議を実施。教職員の時間外実態の共有・各職場での取組状況の情報交換などを行った。
送信データの対応明示	教育委員会から学校にメール送信する際、「重要度」と「対応」を可視化した。
勤務時間外の電話	小中とも16:40が退勤時刻。教頭職の業務が円滑に行われるよう、教育委員会から緊急時を除き学校への連絡は行わない。

Ⅲ アクション・プラン（第2期）の概要

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プラン（以下「アクション・プラン（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。



Ⅳ アクション・プラン（第2期）の具体的な取組

重点的に実施する取組	① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 ② メンタルヘルス対策の推進等 ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進 ⑤ 部活動休養日等の完全実施 ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進
新たな取組	教頭への支援、サポート体制の充実（スクールロイヤーの配置検討）